

奈良県告示第二百二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和元年八月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 収納を委託した歳入

奈良県病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十八年三月奈良県条例第七十四号）による廃止前の奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例（昭和四十七年三月奈良県条例第二十八号）第一条及び別表に規定する使用料及び手数料に係る未収金

二 受託者の名称及び所在地

名称 弁護士法人館野法律事務所

所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目一六番八号 南雲ビル

三 委託事務の取扱期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで